

おいらせ町
節水シャワーヘッド購入助成制度事業
【令和 7 年度 申請の手引き】



おいらせ町 地域整備課

目次

1.事業概要について

目的、申請できる人、対象となる住宅	1 ページ
対象機器、助成金額	2 ページ
受付期間・申請方法	3 ページ

2.手続きについて

手続きの流れ	4 ページ
提出書類の詳細	5 ページ
各種書類の記入例など	7 ページ

3.その他

Q & A	13 ページ
-------	--------

1.事業概要について

●目的

環境にやさしいまちづくりの一環として、節水効果の拡大および節水意識の高揚を図ることを目的に、節水効果の高い浴室用のシャワーヘッドを購入し、交換した人に対して助成金を交付する。

●申請ができる人

次のすべてに該当する人が対象です。

- ① おいらせ町に住民登録があり、その登録上の住所に住んでいる（住民登録している）こと
- ② 町税等（下水道使用料、町営住宅使用料等も含む）の滞納がないこと
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- ④ ①~③について、申請書の審査に必要な範囲でおいらせ町が調査・確認等を行うことを承諾いただけること
- ⑤ 節水シャワーヘッドの交換について、おいらせ町が行っているほかの制度による助成を受けていないこと（国の事業との併用は可）

※申請は同一の世帯につき1回限りです。

（翌年以降も事業が継続した場合、過去に1度交付を受けた世帯については再申請不可）

●対象となる住宅

住宅の所有を問わず、現在お住いの住宅（住民登録上の住所の住宅）が対象となります。ただし、借家の場合、所有者または管理者（管理会社）の「承諾書」の提出が必要となります。

※住宅内に2箇所シャワーがあり、両方を交換した場合も、申請は同一世帯につき1回限りですのでご注意ください

【注意が必要な住宅】

住宅の種類	注意点
新築（建築中）の住宅	<u>対象外です。</u>
二世帯住宅	世帯が分かれていれば、それぞれの世帯の方が申請できます。
併用住宅	居住部分が対象となります。
賃貸住宅	住民登録があれば借主の方でも申請できますが、その際に所有者または管理者（管理会社）の「承諾書」が必要となります。なお、所有者が世住しており、その居住部分の浴室について、所有者またはその世帯の方が申請する場合には承諾書は必要ありません。
社宅	住民登録があれば借主の方でも申請できますが、その際に所有者または管理者（管理会社）の「承諾書」が必要となります。
離れ、別荘	申請者が住民登録をしていなければ <u>対象外</u> です。

●対象機器 次のいずれかです

- ①節水シャワーヘッド（単体）
- ②節水シャワーヘッドとホースのセット

※セット売りのもの。シャワーヘッド単体とホース単体を購入した場合は、シャワーヘッドのみ助成金の対象

- ③シャワーヘッドを含む節湯水栓交換※¹

いずれの場合も節水効果がおおむね 30%以上※²のもの
または
1 分間当たりの使用水量が 7 リットル以下の確認が取れるもの※³



■中古品や個人間の売買は対象外です。必ず新品を小売店やインターネット等から購入してください。その際の送料、設置費や工事費などは含みません。

■申請には領収書（レシート等）が必要です。販売店等にご確認の上、ご購入下さい。

※1 シャワーを含む節湯水栓交換は、個人が自己で行った場合は対象となりません。詳細は下記をご確認ください。

※2 おおむね 30%とはカタログ等に約 30%と記載がされていれば対象とします。

※3 確認が取れるものとしては、取扱説明書やカタログ、箱などです。

※4 商品によっては、現在ご使用のシャワーヘッドより重くなるものや、別にアダプターが必要なものなどがありますので、購入する際には事前にご確認ください。

●節湯水栓交換が交付対象となる要件

○水道事業者やリフォームの事業者等（ホームセンター等）に依頼して交換した場合
※いずれの事業者でも、「水栓交換完了証明書」を提出できること



●助成金額

購入価格の 2 分の 1（税込み）に相当する額で上限 3,000 円（100 円未満切り捨て）

※住宅にシャワーが 2 か所あり両方とも交換した場合も、同一の世帯の場合は、上記助成金額となります。（2 か所分の合計購入価格の 2 分の 1 に相当する額で上限 3,000 円）

※助成の対象となる購入価格（税込）は商品代金のみです。設置費や工事費、インターネットなどで購入した際の送料等は含みません。

※ポイントカードに貯まったポイントで購入した場合、ポイントでの支払い分は助成の対象にはなりません。

●受付期間

令和7年4月1日（火） ～ 令和8年3月31日（火）

※先着順

※申請額が予算額に達した日で、受付を終了しますので、ご注意ください。

受付の最終日に届いた申請が予算の範囲を超えた場合、郵送で届いた申請と窓口で提出された申請の中から抽選を行います。（ただし、申請書類等がすべてそろっているものに限りです）

※令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に購入したシャワーヘッドが対象となります。

対象の日以前に購入していたものは申請対象になりません。

※来年度（令和8年度）も制度を継続するかは未定です。

●申請方法

必要書類（※手引き P5 以降参照）をそろえて郵送申請または窓口申請

◎郵送申請

※お手持ちの封筒の裏面に、住所、氏名を記入し、下記送付先へ。

〒039-2289

おいらせ町上明堂60-6

おいらせ町役場 地域整備課（節水シャワーヘッド担当）

※手引きの巻末の方に宛名の用紙を作成しました。

よろしければ封筒に貼ってお使い下さい。

【郵送申請の際のご注意】

1. 申請用の封筒と郵送費は申請者をご用意ください。

※到着確認を希望する場合は、簡易書留等をご利用ください。なお、郵便物が届かない場合、おいらせ町は責任を負いかねますのでご了承ください。

2. 電子メール・FAX では申請できません。

3. 申請いただいた内容に記入漏れや添付書類漏れがあった場合は、内容確認のためご連絡する場合があります。

※受付は書類が届いた日ではなく、申請書類がすべてそろった時点となりますので、ご注意ください

●窓口申請

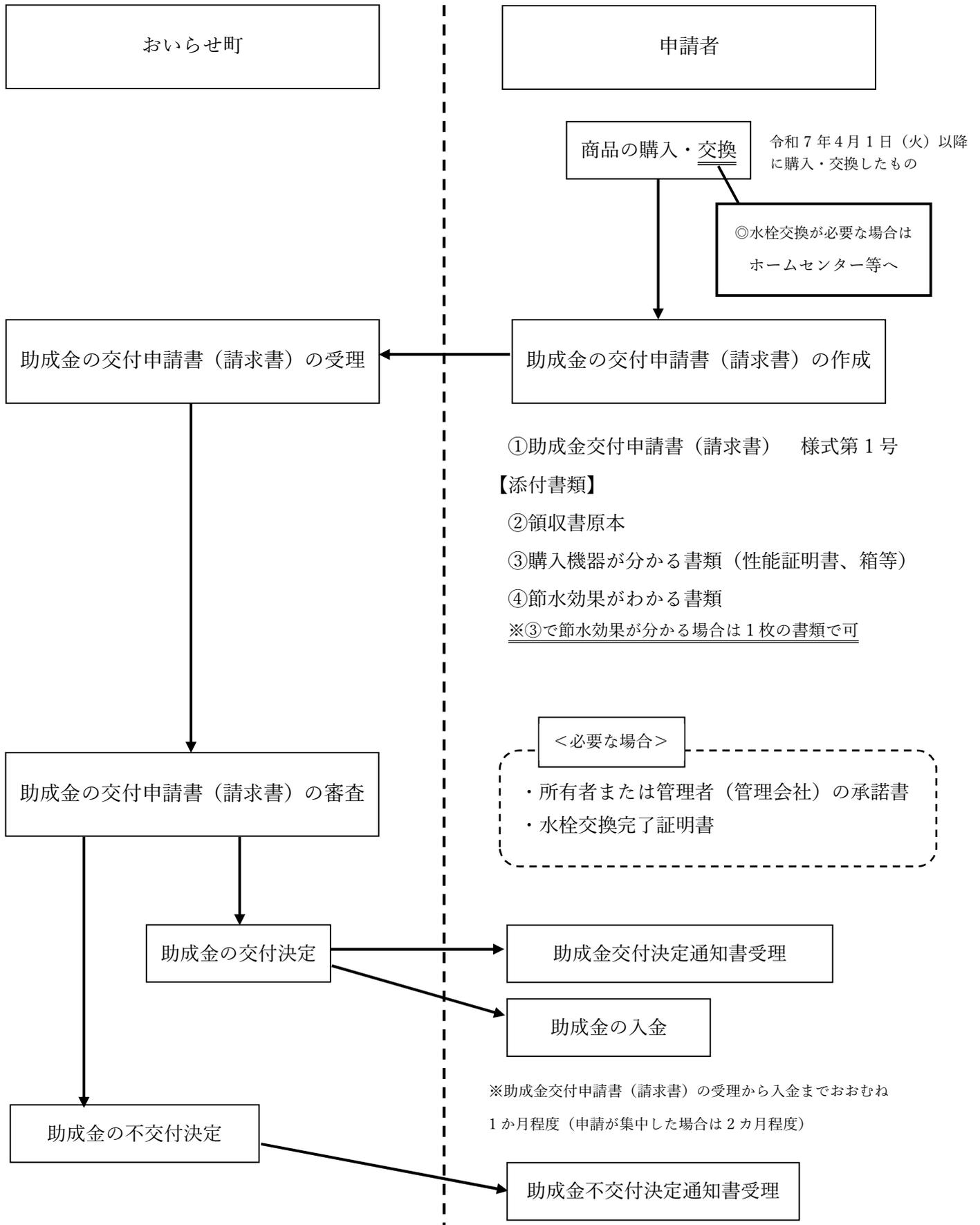
おいらせ町役場 分庁舎内 地域整備課 へ直接ご申請ください。

受付時間 8：15 ～ 17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

※本庁舎および北部出張所での申請はできません。

2.手続きについて

(1) 手続きの流れ



(2) 提出書類の詳細 (助成金交付申請請求時)

提出書類

① 助成金交付申請書 (請求書)

- 申請者は、おいらせ町内に住民登録がある人です。(法人を除く)
 - 電話番号は、平日の日中に連絡が取れる番号(携帯電話など)をご記入ください。
 - 助成金額は、商品の購入価格(税込)が6,000円以上の場合は3,000円、6,000円未満の場合は購入価格(税込)の1/2の額をご記入ください(100円未満の端数は切り捨て)
 - 暴力団員等に関する誓約承諾書欄、住民記録・町税等納付情報に関する承諾欄を確認し、
 をしてください
 - 添付書類を確認し をしてください
- ※修正液や修正テープ等は使用不可です。書き損じた場合は二重線を引いて訂正してください。
修正液等を使用して提出いただいた場合は、新しい書類に書き直しをしていただきます。
金額の欄や、口座の欄について書き間違えた場合も同様に書き直しをお願いします。

② 領収書

- 原本が必要です。
※原本は、受付印を押印し、「助成金交付決定通知書」の送付とあわせて返送します。
- 支払を証明できる書類であれば、レシートや支払証明書などでもかまいません。
ただし、節水シャワーヘッドの価格と商品名や型番号などが記載されている必要があります。
- レシートの場合、節水シャワーヘッド以外の商品が併記されていてもかまいません。
- 工事を伴う場合の領収書には、ただし書きに節水シャワーヘッドの価格(税込)を記入してもらってください。
【例：123 シャワー ○○○○円(税込) 工事費ほか ○○○○円(税込)】
- 領収書は必須です。納品書や購入証明書では、支払が確認できません。
インターネットやテレビショッピングで購入する場合や、銀行やコンビニで支払う場合も、領収書の発行方法を事前に購入店頭を確認し、必ず領収書を取得してください。
(インターネットで購入した場合、購入サイトからダウンロードしたもので可)

③ 購入(設置)機器が分かる書類

- 取扱説明書や性能証明書、箱などに記載されている「メーカー名」と「商品名」の部分をコピーしてください(コピーが難しい場合は写真も可)。
※「メーカー名」と「商品名」が分かればコピーまたは写真は1枚でかまいません。

④ 節水効果が分かる書類

- 節水効果を満たしていることが分かる部分をコピーしてください(コピーが難しい場合は写真も可)。
なお、③の書類で節水効果まで記載されていれば添付の必要はありません。
※節水効果とは「○%節水」や「使用水量は○L/分です」など記載している部分です。

所有者または管理者（管理会社）の「承諾書」、「水栓交換完了証明書」

（次の場合に必要となります）

○所有者または管理者（管理会社）の「承諾書」

借家で賃借人が申請する場合には、所有者または管理者（管理会社）の「承諾書」が必要となります。

※シャワーヘッドを購入する前に、まずは所有者にご相談ください。

※退去時には原状回復するなどのケースが考えられることから、所有者または管理者（管理会社）としていますが、シャワーヘッドを交換することに対して承諾する権利のある方の記入をお願いします。

※退去時等のトラブルについては、おいらせ町は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

○「水栓交換完了証明書」

シャワーヘッドを含む節湯水栓交換を行った場合には、依頼した業者に「水栓交換完了証明書」の記載を依頼してください。

※水道事業者やリフォーム業者（ホームセンター等）に依頼をお願いします。

●商品の購入にあたり注意していただきたい点について

高級シャワーヘッドについてインターネットショッピングを利用した際に、購入した商品が粗悪な製品（中古品を新品として販売）や偽物である詐欺被害が報告されております。

インターネットで商品を購入される際には下記の内容や消費者庁のホームページ等を参考にして注意してください。

1. 正規の値段と比較し、極端な値引きがされている。偽商品の可能性あるため、複数比較が必要。
2. ホームページで機械翻訳した不自然な日本語が使われている。偽サイトの可能性あるため注意。
3. 通信販売はクーリングオフが適用されないため、返品特約の記載の有無を確認。

修正液や修正テープでの訂正はできません。間違えた場合は、二重線を引いて修正してください。

修正液等を使用して提出いただいた場合は、新しい書類に書き直しをしていただきます。

日

必ず、平日の日中に連絡が取れる電話番号を記入してください

住所 (マンション名・号室)	〒039-XXXX おいらせ町中下田〇〇番地●●
フリガナ	オイラセ タロウ
氏名	おいらせ 太郎
生年月日	平成 元年 1月 1日生
電話番号	090-△△△△-□□□□
*申請は同一の世帯につき1回限りです。	

節水シャワーヘッド購入助成金交付申請書 (請求書)

節水シャワーヘッド購入について、助成金の交付
購入助成金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書

貸家の場合は、所有者または管理会社
の承諾書が必要となります

シャワーヘッド
ます。

1. 設置場所 いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 持家 (住所地と同じ) <input type="checkbox"/> 借家* ※「承諾書」添付必要	【事業所での購入・設置は対象外】
2. 設置機器 いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> チェック ※記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 節水シャワーヘッド (単体) <input type="checkbox"/> 節水シャワーヘッド及びホースのセット <input type="checkbox"/> シャワーヘッドを含む節湯水栓交換* ※水栓交換を行った事業者が分かる「水栓交換完了証明書」添付必要	水栓交換を行った場合は、交換を行 った事業者の証明が必要です
	メーカー名 株式会社〇〇	商品名 (製品番号) ××シャワー
3. 効果/水量 いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 節水効果 おおむね 30%以上 <input type="checkbox"/> 使用水量 1分間当たり 7リットル以下	
4. 購入(工事完了)日	令和 7 年 4 月 14 日	
5. 助成金交付申請額	【訂正・修正不可】 ¥ 3 0 0 0 -	購入価格(消費税及び地方消費税を含む)の1/2の額に、2,000円を限度とする。※100円未満は切り捨て
申請に当たっては、 右記の事項を確認の 上、誓約及び承諾す る場合は、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を 記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 私は、おいらせ町節水シャワーヘッド購入助成金の申請に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第6号に規定する暴力団員に該当しない者であることを公に照会を行うことについて承諾します。 <input checked="" type="checkbox"/> 助成金の交付に際しては、おいらせ町の住民記録情報を調査し、利用すること、おいらせ町税等の納付情報を確認することについて承諾します。	内容を確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください
【添付書類】 添付完了後 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 1 領収書(原本) <input checked="" type="checkbox"/> 2 購入している商品のメーカー名、商品名、商品番号 <input checked="" type="checkbox"/> 3 節水シャワーヘッドの型番、メーカー名、商品名、商品番号	添付書類がそろっていることを確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください 申請者名義の口座 をご記入ください

金額の欄について書き間違えた際は、お手数ですが新しい書類に書き直しをお願いします。

下記の口座に振り込んでください。※申請者本人の口座に限ります。

振 込 先	金融機関名	青い森信用 銀行・ 金庫 ・組合・農協							おいらせ 本店・ 支店 ・支所・出張所		
	預金種別	口座番号							口座名義人氏名		
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	1	2	3	4	5	6	7	(フリガナ) オイラセ タロウ (氏名) おいらせ 太郎		

口座の欄について書き間違えた際は、お手数ですが新しい書類に書き直しをお願いします。

申請者氏名 おいらせ 太郎

借家にお住いの方のみ

承諾書

令和 7年 4月 4日

おいらせ町節水シャワーヘッド購入助成金に関して、所有者または管理者（管理会社）は、申請者の負担にて節水シャワーヘッドに改造することを承諾し、今後、おいらせ町節水シャワーヘッドの取付け等に関し、トラブル等が発生してもおいらせ町には一切の責任を負いません。

住宅の所有者の住所・氏名
(法人名)・連絡先をご記入ください。
※ゴム印等の使用可

住所 おいらせ町中下田〇〇番地××
氏名 おいらせ 太郎

連絡先 (090) - △△△△ - □□□□

水栓を交換した方のみ

水栓交換証明書

令和 7年 4月 4日

- 節水効果 おおむね 30%
- 使用水量 1分当たり リットル

国の事業と併用可能ですが、併用の有無の確認が必要です。事業者の方は、該当の□にをお願いします。

※国の「住宅省エネ2025キャンペーン」への申請 あり なし

営業所の住所・事業所名・連絡先をご記入ください。
※ゴム印等の使用可

おいらせ町中下田××番地□□
おいらせ鋼管（株）
代表取締役 青森 太郎

添付書類 ① (領収書)

◎支払が証明できる書類(領収書等)は **原本** が必要です。※書類確認後、原本を返却します

※領収書等がない(支払を証明できるものがない)場合は助成できません。

①節水シャワーヘッドを購入したこと

②節水シャワーヘッドの購入価格

③料金の支払いが終了していること

領収書等は、この3点を
確認します。
確認ができない場合は、
追加で書類の添付が必要です。

【注意が必要な例】

上記3点が満たせていない状況	①	②	③	追加で提出が必要な書類
インターネットや通信販売で購入し、納品書や購入証明書は入っていたが、領収書はない	○	○	×	購入店舗に領収書の発行を依頼してください。(インターネット購入の場合、購入サイトからダウンロード)
領収書にただし書きが「商品代」となっている	×	×	○	購入店舗に領収書の発行を依頼する際に、商品名の記入を依頼していただくか、「納品書」等、節水シャワーヘッドを購入したことがわかる書類をご提出ください。
領収書の金額に節水シャワーヘッドの購入価格以外の費用も含まれている	○	×	○	購入店舗に領収書の発行を依頼する際に、内訳の記入を依頼していただくか、「納品書」等、節水シャワーヘッドを購入したことが分かる書類をご提出ください。
分割払いをしていて領収書は発行されない	○	△	×	分割での支払いが完了していることが分かる書類の提出が必要です。

※ポイント使用分、割引分、送料は助成対象外

○領収書の場合

申請者氏名	領 収 書
おいらせ 太郎 様	令和7年4月
購入価格	¥ 6,600 - (税込)
	但し、123シャワー購入代金として 上記の金額を正に領収いたしました
	おいらせ商店 おいらせ町上明堂×○番地

領収書の金額が工事費等を含んでいる場合のただし書きは
123 シャワー ○○○○円
その他工事費等 ○○○○円と記入

ただし書きが「商品代」など、節水シャワーヘッドを購入したことが分からない場合は、購入が分かる書類の添付が必要です。

○レシートの場合

領収書	
毎度ありがとうございます	
(株) ○×電気	
○○市○○番地	
2025年4月11日	12:00
123 シャワー	¥6,000
外税 10	¥600
合計	¥6,600

※商品名が長い場合などすべてが表示されていなくても差し支えありませんが、**購入商品の情報の記載がない場合や明確にわからない場合は助成できません。**
 その際は販売店等へ「領収書」の発行を依頼してください。

購入価格

○代引の場合（ネット購入等）

領収書	
お届け先 〒039-2100	
おいらせ町中下田○○番地	
おいらせ 太郎 様	
品名 雑貨	
代引金額（消費税等）	¥6,600
領収日 令和 7年 4月 11日	

発送元 〒100-0000
 東京都中央区○○
 (株) ○○電気

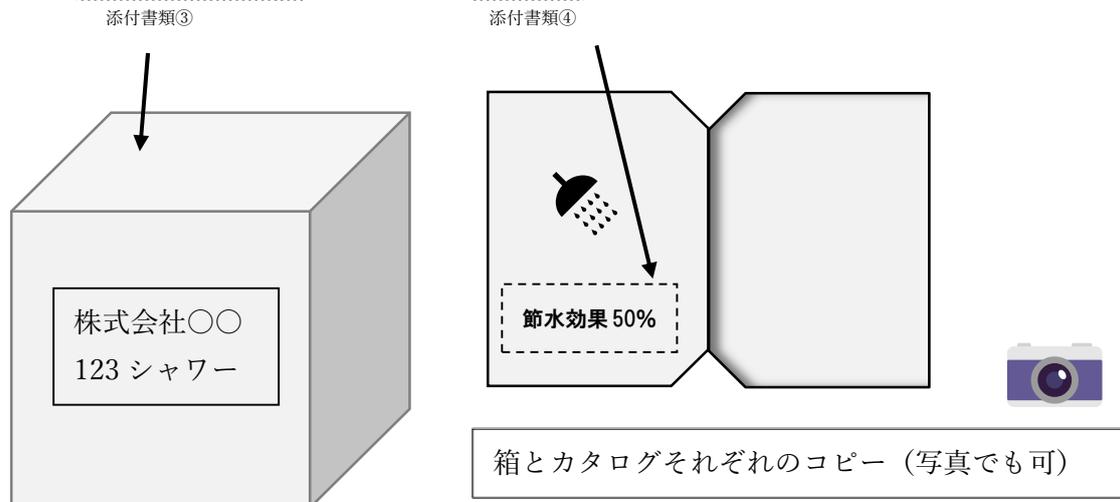
左記の場合、品名が記載していないため追加資料が必要です。

通販サイト名 注文番号○○-□□の領収書 <u>このページを印刷してご利用ください</u> 発行日：2025年4月9日 注文日：2025年4月4日	ネット購入した場合の、購入証明の一例
2025年4月9日に発送済み	
注文商品 1点 123 シャワー 販売元：(株) ○○電気	価格 ¥6,600
お届先住所： おいらせ 太郎 おいらせ町中下田○○番地	
支払情報	
支払方法 ブラックカード	商品の小計：¥6,600 配送料：¥ 0
請求先住所 おいらせ太郎	ご注文合計：¥6,600 ご請求額：¥6,600
クレジットカードへの請求	令和 7年 4月 4日

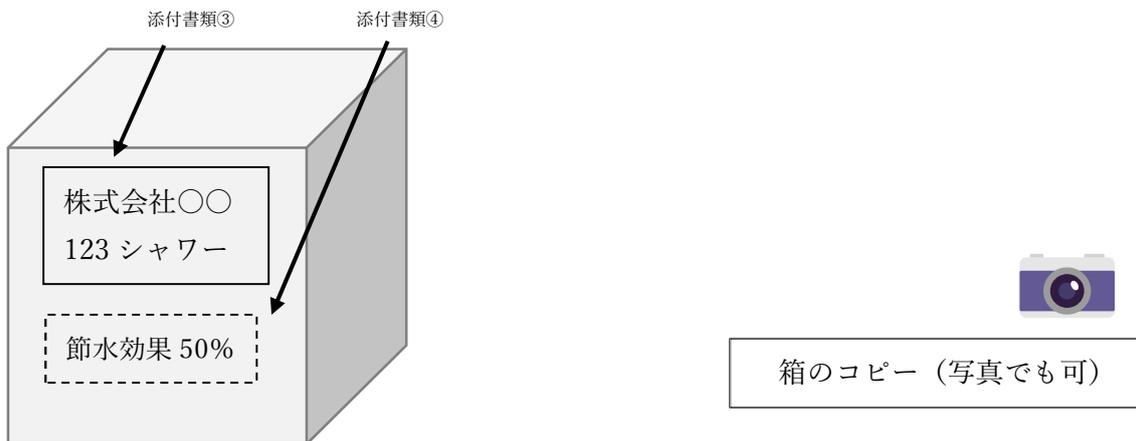
添付書類②（購入（設置）機器が分かる書類）

添付書類③（節水効果がわかる書類）

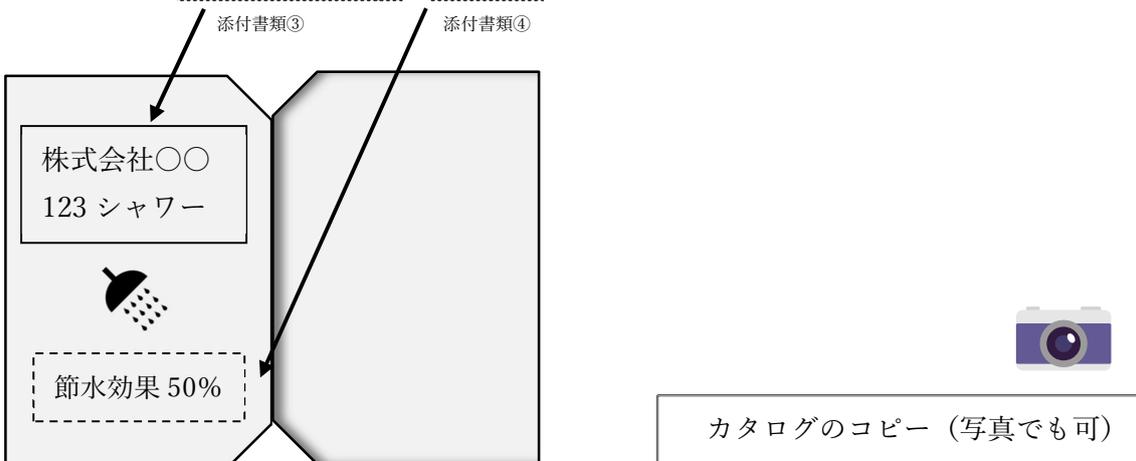
○箱に購入（設置）機器、カタログに節水効果が記載されている場合の例



○箱に購入（設置）機器と節水効果が記載されている場合の例



○カタログに購入（設置）機器と節水効果が記載されている場合の例



添付書類②（購入（設置）機器が分かる書類）に「節水効果」も記載されている場合は、添付書類③（節水効果が分かる書類）は不要です。

おいらせ町節水シャワーヘッド購入助成事業 Q & A

(1) 助成対象について

1	<p>新築（建築中）のシャワーヘッドは対象とならないのですか？</p> <p>× 対象外です。 既存住宅のシャワーヘッドを交換する場合は対象です。新築の建物はシャワーヘッドも新設となるため対象外です。</p>
2	<p>借家のシャワーヘッドを交換する場合、対象となりますか？</p> <p>○ 対象です。 ただし、交換することが可能かどうかは購入前に所有者または管理者（管理会社）とご相談ください。なお申請する際には、所有者等の承諾書が必要です。</p>
3	<p>事務所や店舗・工場等と併用されている住宅部分のシャワーヘッドを交換しましたが対象となりますか？</p> <p>○ 対象です。 居住部分の浴室のシャワーヘッド交換であれば対象となります。ただし、事務所や店舗・工場部分のシャワーヘッド交換は対象外です。</p>
4	<p>町内に複数の住宅を所有しているのですが、それぞれの住宅で助成申請をすることはできますか？</p> <p>× できません。 申請者の方が居住（住民登録を）している建物が対象です。ただし、申請者が居住していない住宅でも居住（住民登録）している方が申請することはできます。</p>
5	<p>亡くなった配偶者や両親などの名義のままの住宅に住んでおり、その住宅のシャワーヘッドの交換をしましたが申請できますか？</p> <p>○ できます。 申請者が居住（住民登録）していれば申請できます。</p>
6	<p>事業用の建物は対象となりますか？</p> <p>× 対象外です。 申請者が居住する住宅が対象となります。</p>
7	<p>社宅は対象となりますか？</p> <p>○ 対象です。 申請者が居住（住民登録）していれば申請できますが、所有者（管理会社）等の承諾書の提出が必要となります。</p>
8	<p>住宅の所有者である夫が単身赴任中です。申請できますか？</p> <p>○ できます。 （住民登録されている）ご家族の方のお名前で申請できます。</p>
9	<p>町内に住んでいますが、住民登録をしているのは、現在住んでいる住宅とは別の場所です。申請はできますか？</p> <p>× できません。 住民登録している住所の住宅のシャワーヘッド交換が対象です。</p>
10	<p>上水道を使用していない場合も申請できますか？</p> <p>○ できます。 地下水などを使用していても申請できます。</p>

1 1	浴室をリフォームしましたが申請できますか？ ○ できます。 水栓交換に該当しますので、申請の際には水栓交換完了証明書が必要です。ただし、節水効果の要件を満たしている必要があります。
1 2	予算年度前年の2月に購入した節水シャワーヘッドは対象になりますか？ × なりません。 申請可能なものは、予算年度の4月1日以降に購入されたものです。
1 3	助成金の申請をしてから数年後に節水シャワーヘッドを買い換えました。再度助成金を申請することはできますか？ × できません。 1世帯1回限りとしておりますので、複数回の申請は受付しておりません。

(2) 対象機器について

1 4	シャワーヘッドを購入する際の注意点はありますか？ 助成金の対象は、節水効果がおおむね30%以上または1分間あたりの使用水量が7リットル以下のものです。商品によっては、現在ご使用のシャワーヘッドより重いものや、別アダプターが必要なものがありますので、購入する際には事前に購入店にご確認ください。
1 5	インターネットで購入した場合も対象となりますか？ ○ 対象です。 申請時には支払が分かる書類（詳しい内容は手引きP9、P10）が必要となります。
1 6	水栓交換を行いました、業者から節湯 B1 (B) の水栓だから15%削減しかないと言われました。 節湯B1 (B) は、8.5L/分以下の節水シャワー水栓で、従来型(10L/分)に対して15%以上の削減率があります。15%以上の削減率ですので、水栓にもよりますが（例えばシャワーヘッドが30%以上の節水効果があれば対象となります。）、節湯B1 (B) だから対象外ということはありません。
1 7	中古品のシャワーヘッドを購入しました。対象になりますか？ × 対象外です。 販売店またはインターネット等でご購入した新品が対象です。
1 8	どうして中古品は対象とならないのですか？ シャワーヘッドの耐用年数は約5年とされています。中古だとどれくらい使用しているかも不明です。すぐ壊れる可能性があるものに助成金を交付するのは目的にそぐわないので、中古品は対象としておりません。
1 9	節水シャワーヘッド単体とホースを購入しました。ホースも対象になりますか？ × 対象外です。 節水シャワーヘッドとホースがセットになった商品を購入した場合は、その購入価格の2分の1（上限3千円）が助成額となりますが、それぞれ単体で購入された場合は、節水シャワーヘッドのみが助成の対象です。その他、アダプター等も（セットではなく）別で購入されたものは対象外です。
2 0	現在節水シャワーヘッドを使用していますが交換を考えています。

	対象となりますか？ ○ 対象です。 節水効果など条件を満たしていれば対象となります。
2 1	洗面所やキッチンのシャワーヘッドは対象にならないのですか？ × 対象外です。 浴室のシャワーヘッドが対象です。
2 2	節水シャワーヘッドを含む節湯水栓を購入後、自分（申請者）が設置工事を行なった場合は対象となりますか？ × 対象外です。 水栓の交換を行う場合、事業者以外の方が自己で交換したものは対象外です。
2 3	節水シャワーヘッドを含む水栓交換をしましたが、水栓は節湯水栓ではありません。対象となりますか。対象となる場合に水栓交換完了証明書は必要ですか？ △ 条件を満たしていれば対象です。 シャワーヘッドを節水効果がおおむね30%以上または1分間あたりの使用水量が7リットル以下のものにした場合には対象となります。この場合、シャワーヘッド（単体）の交換となるため、水栓交換完了証明書は不要です。
2 4	節水シャワーヘッド（単体）、節水シャワーヘッドとホースのセットを購入後、業者に設置してもらいました。対象となりますか？ ○ 商品代金のみ対象です。 設置にかかる費用は対象外です。
2 5	節水シャワーヘッドの購入先指定はありますか？ × ありません。 購入先の指定はありません。インターネットや市外販売店での購入も対象となります。また、町で商品の紹介はしておりません。
2 6	どのようにして節水効果や水量を確認すれば良いですか？ 製品の箱や保証書、取扱説明書に節水効果が記載されています。（記載されていない場合はQ26へ）節水効果の確認ができない場合には対象となりません。
2 7	箱や保証書、取扱説明書に節水効果の記載がありませんが、対象となりますか？ 節水効果の確認ができない場合には対象となりません。 購入の際には、商品のパンフレットやインターネット上での商品紹介ページなどで節水効果を確認し、ご購入ください。
2 8	家にシャワーが2つあります。2つとも交換するため購入した場合にはどうなりますか？ 申請することは可能ですが、2つ交換されたとしても助成金は、それらの合計の購入価格の2分の1または上限3千円となります。 また、申請は同一の世帯につき1回限りですので、同一世帯の方から別々に申請することは出来ません。ただし、二世帯住宅で世帯が別の場合は、それぞれの世帯で申請できます。
2 9	節水シャワーヘッドを購入しましたが、サイズが合わず交換できませんでした。申請することはできますか？ × 申請できません。 購入したものの、交換できない場合には助成金の対象となりません。購入する場合

	には、現在ご使用のシャワーヘッドと交換可能かどうかを事前に販売店等にご確認ください。
3 0	風呂のリフォームを新築時と同じ、町外に本社のある会社（ハウスメーカー）にお願いしたいのですが、助成対象になりますか？ ○ なります。
3 1	町で事業者は紹介してくれるのですか？ 町で特定の事業者を紹介することはできません。 なお、節水シャワーヘッドを含む節湯水栓交換の場合、助成対象となる事業者は、水道事業者やホームセンター等で節湯水栓工事を行うこと、および、その事業者に水栓交換完了証明書の記入を依頼できることが必要になりますので、ご注意ください。
3 2	ホテルなどの施設は対象となりますか？ × 対象外です 対象は家庭用浴室シャワーヘッド交換に限定しています。
3 3	受付はいつからいつまでですか？ 予算年度の4月1日から3月31日までです。（土日・祝日・年末年始を除く） なお、予算額に達した日に受付を終了しますのでご注意ください。
3 4	助成金額はいくらですか？ ○ 3千円または購入価格（税込）の2分の1のいずれか低い額となります。
3 5	購入価格には配送手数料等も含んで構いませんか？ 配送手数料は含みません。
3 6	ポイントを使用し、残りを現金（クレジット等）で支払いました。助成額はどのような計算となりますか？ 過去の買い物に対し付与されたポイントでの支払い分は助成の対象外です。 商品の一部をポイントで支払われた場合は、ポイント利用分を差し引いた額で、助成額を算出します。ご不明の場合には購入前に地域整備課下水道係までお問い合わせください。
3 7	複数の商品を一度に購入し、一部をポイントで支払いました。助成額はどのような計算になりますか？ ポイント利用分を節水シャワーヘッドとその他の商品の価格で案分します。 例：シャワーヘッド 6,000 円、その他の商品 4,000 円、合計 10,000 円で、そのうち 1,000 円分をポイントで支払いし、実際の支払額は 9,000 円だった場合、ポイント利用額を案分（シャワーヘッド 600 円、その他 400 円）し、シャワーヘッドは 5,400 円相当、その他は 3,600 円相当とします。なお、この場合の助成額は、シャワーヘッド 5,400 円の2分の1の額で 2,700 です。ご不明の場合には申請前に地域整備課下水道係までお問い合わせください。
3 8	クレジットカード、電子マネーでの支払いは助成対象ですか？また、商品券やギフト券で支払った場合はどうですか？ 助成対象です。（付与されたポイントではないので、現金と同等と考えます。） ご不明の場合には申請前に地域整備課下水道係までお問い合わせください。
3 9	分割払いで購入した場合は対象になりますか？

	<p>領収書が発行されていれば対象です。</p> <p>領収書が無い場合、分割での支払が完了していることが分かる書類の添付をお願いします。なお、分割の途中で申請をする場合は、節水シャワーヘッドの購入価格ではなく、支払が完了している額を購入価格と考えて助成額を計算します。</p>
4 0	<p>申請書類は、どこで入手できますか？</p> <p>地域整備課（分庁舎1階）窓口で配布しています。また、町のホームページからダウンロードすることも可能です。</p>
4 1	<p>申請は、どうすれば良いですか？</p> <p>地域整備課の窓口で受付をしています。また、郵送でも受付をしております。</p>
4 2	<p>申請は、申請者本人が行かないといけませんか？</p> <p>代理の方でもかまいません。</p>
4 3	<p>記入を間違えました。どうすれば良いですか？</p> <p>修正液や修正テープ等を使わずに、間違ったところに二重線を引き訂正してください。誤って修正液等を使用して訂正した場合は、新たな申請書に書き直してください。口座部分を書き間違えた場合も新たな申請書に書き直しをお願いします。</p>
4 4	<p>節水シャワーヘッドを購入しましたが、節水効果は箱にしか記載されていません。どうしたら良いのでしょうか？</p> <p>節水効果を記載している箇所の写真またはコピーを添付してください。</p>
4 5	<p>節水効果を記載していた箱を捨ててしまいました。どうしたらよいのでしょうか？</p> <p>取扱説明書に記載があれば、その写真またはコピーでかまいません。記載がない場合には、商品のホームページなどで節水効果が書かれている箇所をプリントアウトして添付してください。</p>
4 6	<p>借家の場合、所有者または管理者の承諾書が必要ですが、管理会社の名前で良いですか？</p> <p>退去時に現状回復するなど様々なケースが考えられるため、承諾書の記載は申請者がシャワーヘッドを交換することについて承諾する権限がある方とします。このため、承諾書は管理会社名でもかまいませんが、町では交換について一切の責任を負いかねますので、まずは、購入前に管理会社等にご相談ください。</p>
4 7	<p>どのような場合に水栓交換完了証明書が必要ですか？</p> <p>節水シャワーヘッドを含む節湯水栓交換の場合は、交換を行った事業者からの改修工事の証明が必要です。（手引きP2、節湯水栓交換工事を依頼できる事業者の要件参照）</p>
4 8	<p>対象機器を購入しました。支払いが分かる書類とは？</p> <p>商品名と購入価格が記載されたレシートまたは領収書（ただし書きに商品名と商品代金を記入。手引きP9、P10参照）などです。</p>
4 9	<p>領収書（レシート）を紛失した場合、どうしたらいいですか？</p> <p>商品を購入した店舗に領収書等の再発行が可能かを確認してください。不可能な場合は、支払証明書など（①購入した商品の情報が記載され、②料金を支払ったことが分かるもの）があれば、領収書（レシート）以外でもかまいません。なお、証明できるものが何もない場合、申請はできません。</p>

5 0	領収書（レシート）にシャワーヘッド購入価格以外のものも記載されていますが問題ないですか？
	シャワーヘッドの商品名（または製品番号等）と購入価格が分かれば問題ありませんが、記載がない場合は購入事業者へ商品名（または製品番号）と購入価格が分かる領収書の発行をお願いしてください。なお、インターネット購入の場合でも領収書の提出が必要となります。
5 1	シャワーヘッド交換に伴う取付工事代金と商品代金の合計額が領収書（レシート）に記載されていますが内訳がありません。購入価格は領収書の金額で構いませんか？
	領収書のただし書きとして、シャワーヘッドの商品名と商品代金、その他工事費等の内訳をご記入ください。（助成額を計算するための購入価格は商品代金については手引き P 9、P 10 参照）

（3）助成金の交付について

5 2	助成金はいつ交付してもらえるのですか？
	受付日から概ね1～2カ月程度で口座に振り込みします。
5 3	不交付になる場合はどのような場合ですか？
	交付申請書（請求書）提出後に書類確認を行いますが、その際、助成対象要件を満たしていない場合などです。

（4）その他

5 4	他の補助制度と重複して申請することができますか？
	同じ改修工事に対して、町が実施している他の補助事業を重複して申請することはできません。
5 5	購入したシャワーヘッドから水漏れします。どのようにすれば止まりますか？
	購入した販売店等へお問い合わせください。
5 6	税等とは何になりますか？
	町税（固定資産税・国民健康保険税・町県民税・軽自動車税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道（農業集落排水）使用料、下水道受益者負担金・分担金、町営住宅使用料、学校給食費、保育料、奨学金、霊園管理料、医療費（おいらせ病院に関するもの）など町の債権です。

●郵送で申請される場合の送付先

〒039-2289

おいらせ町上明堂60番地6
おいらせ町役場 地域整備課
(節水シャワーヘッド担当)

切り取って使用してください

※封筒の裏面に、住所氏名を記入してください

※郵送の際には、郵便の種類や重量に応じた切手を貼ってください

●お問い合わせ先

おいらせ町地域整備課

〒039-2289 おいらせ町上明堂60番地6

☎ 0178-56-4819 (直通)